

☆支部集団健康診断のお知らせ

下記の日程で支部集団健康診断を開催します。新型コロナウイルス感染拡大防止対策の為、注意点がございますので、ご確認の上、お早めにお申込下さい。

尚、先月お知らせの、9/27（みその）は定員となりました。

◆注意点

- ・定員を削減して開催します。
- ・**指定の時間を厳守して受診**して下さい。
- ・託児所は設置しません。
- ・受診できないオプション検診があります。
- ・マスクの着用をお願いします。
- ・受診時の検温で37.5℃以上は受診不可。
- ・医療機関の指示に従って受診して下さい

東村山会場

日程	会場	申込〆切
10月25日	北多摩生協診療所	10月15日

☆アスベスト訴訟の署名にご協力下さい

8/28に神奈川第2陣の東京高裁判決、9/4に東京第2陣の東京地裁判決が言い渡されました。一連の判決で国の責任については14連勝となりました。神奈川第2陣の判決では、原告全員の救済が認められる画期的な判決が言い渡されました。一方で、東京第2陣の判決では国、建材メーカー、一人親方などへの賠償責任が認められ、一審を上回る判決を勝ち取ったものの、解体工の仲間が救済されないなど、まだまだ最高裁判決へ向けては行方がわからない状況が続いています。今月、最高裁・総理大臣宛の署名を取り組みますので、ご協力をお願い致します。

お困りの仲間がいたら組合へ

組合では、引き続き、新型コロナウイルスの影響により、困っている仲間の相談業務を強化していきます。

何かありましたら、一人で悩まずに組合に相談して下さい。

また、お困りの仲間を見つけた時には、「組合へ相談してみなよ。」と一言かけて下さい。組合員の方は、もちろん、組合未加入の方についても、ご相談に乗らせていただきます。



事務所の平日休業
◆10月書記局会議 10月2日（金）
終日事務所を閉めさせていただきます。午後からは職員中心に電話対応させていただきます。

無料法律相談
日時：9月23日（水）13時30分
場所：支部事務所 ※電話で要事前予約です。

本部経営相談
日時：9月26日（水）10時
会場：東京土建本部 ※電話で要事前予約です。

駅頭宣伝行動
新型コロナウイルスの感染拡大を受け、全て中止

今月の配付資料
分会執行委員会、群会議などコロナ対応が求められる為、引き続き、配布物については最小限にとどめています。

◆群会議の話題※本紙・・・全数
◆「アスベスト訴訟」救済求める署名・・・群5枚
◆「インボイス制度」学習チラシ・・・群3枚

◆消費税込駅宣小平駅 ※中止
◆消費税込駅宣久米川駅 ※中止
◆憲法駅宣小平駅 ※中止



☆本部「けんせつ」をお楽しみの皆様へ
この間、紙面でもお伝えしていますが、コロナ対応による簡略化が求められており、配布物については最小限にとどめ負担軽減に努めています。

これにより、本部「けんせつ（毎月10日号）」についても配布していませんでした。引き続き、ご理解ご協力の程よろしくお願い致します。

尚、本部HPからはダウンロードが可能ですので、ぜひ、ご利用下さい。

ダウンロードHPはコチラ→



群会議の話題

東京土建小平東村山支部 187-0042 小平市仲町381
TEL.042-342-2846 FAX.042-342-2848



東京土建 支払った国保料がかえってきます！

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した組合員・家族の生活再建を支援するため、東京土建国保保険料の免除・減免を実施します。
収入減少率に応じて、4～8か月分（2020年2月～9月分）の国保料を還付します。申請を希望される方は、お電話の上、ご来所下さい。

○還付例…本人40歳以上・配偶者（40歳以上）・子供（15歳・8歳）で加入
毎月の国保料を36,900円（国保入院共済含む）支払っている場合

【前年比50%以上減少で8か月（2020年2月～9月）還付】
☆上記例だと…**295,200円**がかえってくる！

【前年比40%以上減少で6か月（2020年2月～7月）還付】
☆上記例だと…**221,400円**がかえってくる！

【前年比30%以上減少で4か月（2020年2月～5月）還付】
☆上記例だと…**147,600円**がかえってくる！

※2面を活用して減少率を簡単に計算してみましょう！

2～4面にも
情報あります！

持続化給付金

家賃支援給付金

土建国保料減免

コロナ関連制度相談会

◆相談日程（夜間開催です）

【ひにち】 9月10・17・24日
10月13・20・27日

【じかん】 18時～19時

【内容】 持続化給付金・家賃支援給付金・土建国保料の減免
（予約の際に希望の相談内容をお伝え下さい。）

※全日程、完全予約制 ☎042-342-2846まで

予約がない場合の対応は致しかねますので、ご注意下さい。

日中の相談は随時対応します。ご希望の方はお電話で予約の上、ご来所下さい。

◆必要書類など ※予約時にご確認下さい。

毎月開催中！

東京土建国保の保険料減免

新型コロナウイルスの影響等により、収入が減少した組合員に対して、保険料の減免を行なう制度が創設されています。**前年の収入と比べ、今年の収入見込みが30%以上減少する組合員の方は保険料が還付**されます。減免月数(最大8か月)は収入の減少率に応じて決定します。下記の計算式で確認の上で、支部事務所まで申請をお願いします。なお、申請の期限は12月24日(木)までとなっています。

①2019年の総収入 ※申請に使う種類の収入	【A】 円					
②2020年の 収入見込みの計算	2月	3月	4月	5月	6月	7月
③引き算をします	$(\uparrow \text{ 1番少ない月の売上 } + [\text{ 2番目に少ない月の売上 }]) \times 6 = \text{【B】 円}$					
④減少率の計算	$\text{【B】} - \text{【A】} = \text{【C】 円}$					
⑤申請に必要なもの	$\text{【C】} \div \text{【A】} \times 100 = \text{【D】 \%}$ ←【D】が30%以上になれば 国保料の減免申請ができます 1、令和1年(2019)分の確定申告書(税務署などの受付印のあるもの) 2、2020年2～7月の売上げの確認できる書類(請求書・売上台帳など) 3、ゆうちょ銀行の口座記号・番号のわかるもの(通帳・カード) 4、申請する方の印鑑(シャチハタ以外なら何でもOK)					

あなたももらえる? 持続化給付金

今年の1～12月の売上が、前年同月比で半減している月がひと月でも、ある方は対象です!

個人…最大100万円 / 法人…最大200万円
が給付されます。
詳しく計算した結果、給付対象となった仲間も多くいます。
迷わず、一度、組合にご相談下さい。

【申請期限】
2021年1月15日まで

新型コロナウイルス
給付金

事務所・倉庫や 駐車場など 家賃支援給付金

【支給対象】
1. 資本金10億円未満の中小事業者、フリーランスを含む個人事業者
2. 今年の5～12月の売上が…
1か月で前年同月比50%以上減少している
または、
連続した3か月の売上合計で前年同月比30%以上減少している
3. 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料の支払いであること

【給付額】
個人…最大300万円 / 法人…最大600万円

【申請期限】
2021年1月15日まで

¥

特例延長 雇用調整助成金

特例による対象期間が12月末まで延長となりました。

【支給対象】
①新型コロナウイルスの影響を受けたことにより売上が減少し、事業の縮小を余儀なくされた。
②休業等(休業・教育訓練・出向)を行った。
③労働者に休業手当の支払いを行った。
①～③の全てを満たした場合に休業手当の一部または全額を助成

【給付額】
最大15,000円×休業日数

【申請期限】
7月末締めまでの給与に関する申請は**9月30日まで**
それ以降の申請は、給料の締日の翌日から2か月以内

